

堺市議会委員会条例一部改正（案）

第1条から第13条まで 省略

（出席の特例）

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により委員会に参加した委員は、次条、第15条第1項及び第26条第1項の出席委員とする。

第14条から第17条まで 省略

（秘密会）

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第13条の2第1項の規定により委員会に参加する委員がいる委員会は、秘密会とすることができない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いずに委員会に諮って決める。

第19条から第27条まで 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。